

里親制度とは

様々な事情で自分の家族と暮らせないこどもたちが、健やかに育つために、より家庭に近い環境で養育することが求められています。

里親制度は、これらのこどもたちを温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。

岐阜県では、親の病気、経済的な困窮、虐待などにより、自分の家族と暮らせないこどもたちが約500人いますが、このうち、里親のもとで暮らすこどもは約2割にとどまっています。

現在、約280世帯の方に登録していただいておりますが、より多くの里親が必要とされています。

ちょっと関心のある方へ

ショート里親事業

県内の児童養護施設等で生活しているこどもを、週末や学校等の休みの期間を利用して、定期的に預かっていただき、こどもに一般家庭での生活を体験してもらうことにより、こどもの情緒の安定や社会性の発達を目的としている事業です。

時期：随時

申込：県内の各児童養護施設

※県の里親登録は必要ありません



里親制度について知りたい



岐阜県ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26987.html>



岐阜県里親PR大使
さとりん

お問い合わせ・ご相談は…

子ども相談センター及び里親支援センター等では里親に関心を持たれた方からのお問い合わせ・ご相談をお待ちしております。里親に関するお問い合わせ・ご相談については、お近くの子ども相談センター又は里親支援センター等へご連絡ください。

子ども相談センター

祝日を除く 月～金曜日 8時30分～17時15分

【中央子ども相談センター】 ☎ 058-201-2111 (代)

岐阜市鷺山向井 2563-79

(担当地域)岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町

【西濃子ども相談センター】 ☎ 0584-78-4838

大垣市禾森町 5-1458-10

(担当地域)大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町

【中濃子ども相談センター】 ☎ 0574-25-3111 (代)

美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎内

(担当地域)関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

【東濃子ども相談センター】 ☎ 0572-23-1111 (代)

多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内

(担当地域)多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市

【飛騨子ども相談センター】 ☎ 0577-32-0594

高山市千島町 35-2

(担当地域)高山市、飛騨市、下呂市、白川村

里親相談窓口

里親支援センター はこぶね (岐阜圏域)

岐阜市長良森町1-11

☎ 058-233-8622

里親支援センター ころろ (西濃圏域)

揖斐郡大野町桜大門541-3

☎ 0585-35-7734

里親支援センター ともらす (中濃圏域)

関市稲口778-1

☎ 0575-29-8177

里親支援センター むぎのほ (東濃圏域)

中津川市千旦林1468-33

☎ 0573-64-8229

ひだ子ども家庭支援センター ぱすてる (飛騨圏域)

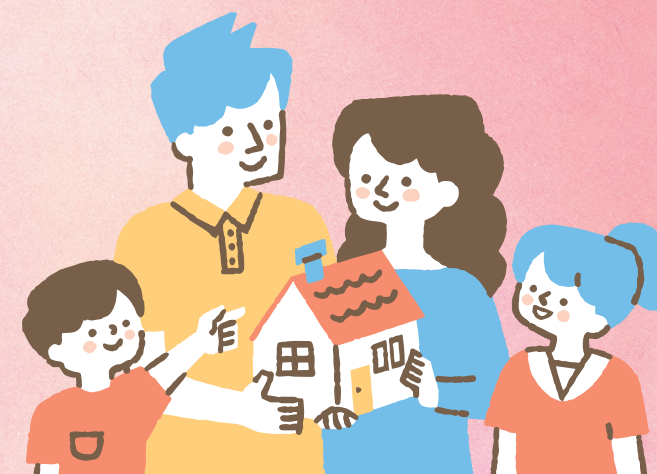
高山市山田町831-43

☎ 0577-37-1061



知ってほしい 里親制度 Foster-Care-System

「ともに、暮らす。」



里親が育てる。

社会が支える。

岐阜県

里親の種類

様々な事情で自分の家族と暮らせない子どもたちを保護者に代わって育てる方のことを、児童福祉法で「里親」と呼びます。



養育里親

18歳まで(必要な場合は20歳まで)の子どもを、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親であり、養子縁組を目的としない里親です。期間は子どもの事情によって様々です。

※養育里親研修の受講が必要です。

養子縁組里親

特別養子縁組(戸籍上も自分の子どもとして育てること)を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは、里親として育てます。

※養育里親研修の受講(原則夫婦での受講)が必要です。

※他に、虐待により専門的ケアを必要とする子どもや障がいのある子どもを育てる「専門里親」、両親が死亡するなどして育てられなくなった子どもを親族が育てる「親族里親」があります。



里親になるまで

1 相談

里親になりたい方、里親について知りたい方は子ども相談センター、里親支援センター等へご相談ください。相談は随時受け付けています。



2 面談

子ども相談センター及び里親支援センター等の職員との面談に参加していただきます。



3 基礎研修

子どもや里親制度について理解するために、講義1日&施設実習1日を行っています。



4 登録前研修

子どもの養育に必要な知識と技術を身につけるため、講義2日、施設実習2日を行っています。



5 申請書の提出

子ども相談センターへ里親登録申請書を提出していただきます。



6 家庭訪問

子ども相談センター及び里親支援センター等の職員がご自宅を訪問して、ご家庭の状況等の確認をさせていただきます。



7 認定・登録

県の審査を経て、県知事が里親として認定します。



8 養育

里親の家庭状況や、子ども・保護者の希望などを考慮し、子ども相談センターが子どもを委託します。

※委託については、諸条件によりお待ちいただくことがあります。



※圏域によって流れが異なる場合があります。

里親Q & A

? 里親として何か特別な資格は必要?

特別な資格はありません。

子どもの生育歴や家庭状況を理解いただき、愛情と誠意をもった養育を望みます。養育にあたっては法律に基づき、子どもが健やかに育つように配慮していただきます。



? 里親として子どもを迎え入れるのは、どのくらいの期間?

数日の一時的な預かりから、数週間～1年以内の短期委託、数年間の長期委託まで一人ひとりの子どもたちのニーズと里親をされる方の状況を照らし合わせながらマッチングします。

? 子どもの養育費は里親が負担するの?

子どもを育てるために必要な生活費、教育費、医療費などが県から支給されます。



養育里親の場合(令和8年9月現在)

里親手当	1人あたり	9万円/月
生活費	乳児	約6万8千円/月
	乳児以外	約5万8千円/月

上記に加え、教育費や医療費なども支給されます。

※里親手当は、養子縁組里親及び親族里親には支給されません。



? 里親になるとどんなサポートがあるの?

家庭訪問や養育相談など、子ども相談センターや里親支援センター、里親会など関係機関が連携し、里親とともに子どもを育てる伴走型の支援体制を整えています。

